

令和6年度第1回愛知県学校法人等助成審議会 会議録

発 言 者	発 言 要 旨
事務局	<p>お待たせいたしました。ただいまから、令和6年度第1回愛知県学校法人等助成審議会を開催いたします。</p> <p>本日の会議は、委員16人中12人の方にご出席をいただいております。愛知県学校法人等助成審議会条例第4条第3項に定めます委員の半数以上の出席条件を満たしておりますので、有効に成立いたします。</p> <p>それでは、会議に先立ちまして、森岡県民文化局長からご挨拶を申し上げます。</p>
県民文化局長	<p>(県民文化局長あいさつ)</p>
事務局	<p>本日は、昨年11月30日の任期満了に伴う委員委嘱後初めての審議会でございますので、ここで委員の皆様のご紹介をさせていただきます。</p> <p>お手元に委員名簿と配席図を配付しております。</p> <p>ご紹介に当たりましては、名簿順にご紹介申し上げます。</p> <p>(委員紹介)</p>
事務局	<p>先ほど申し上げましたように昨年11月30日の委員の任期満了に伴う委員委嘱後初めての審議会でございますので、今期の会長をお決めいただきたいと存じます。</p> <p>当審議会の会長は、委員の互選により決めることとなっておりますが、前期の会長であり、審議会の内容も熟知されておられます白石委員を事務局から推薦させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、白石委員に、今期の会長をお願いしたいと存じます。</p> <p>白石会長、会長席への異動をお願いいたします。</p>
会 長	<p>(会長あいさつ)</p>
事務局	<p>それでは、審議会条例第3条第3項によりまして、会長があらかじめ職務代理者を指名することになっておりますので、会長からご指名をお願いします。</p>
会 長	<p>はい。それでは、私の方から、弓削委員をご指名させていただきたいと思っております。</p> <p>よろしゅうございますか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	(弓削委員より「はい」の回答あり)
事務局	会長の指名により、弓削委員が職務代理者となりました。弓削委員よろしくお願 いいたします。
	それでは、審議会条例第4条第2項により、会長が議長となることとなっておりますので、会議の取り回しを会長にお願いいたします。
会 長	それでは、お手元の会議次第に基づきまして、審議を進めてまいりたいと存じま すので、議事の進行にご協力の程、よろしくお願い申し上げます。
	審議に入ります前に、運営要領第5条の規定に基づき、会議録署名人2名を、指 名することになります。今回は彦坂委員と村上委員を署名人として指名させてい ただきたいと思えます。 彦坂委員、村上委員、署名人をお引き受けいただけますでしょうか。
	(両委員より「はい」の回答あり)
会 長	ありがとうございます。 それでは、会議次第の6の「令和6年度愛知県私学振興関係予算等について」事 務局からご説明いただきます。
事務局	(「令和6年度愛知県私学振興関係予算等」について説明)
会 長	ありがとうございました。 ただいまのご質問につきまして、ご質問等ございましたらご発言ください。 よろしゅうございますか。
	それでは、ご質問もないようですので、会議次第の7「諮問」事項の審議をお願 いします。
事務局	(「令和6年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法」について説明)
会 長	はい。どうも、ありがとうございました。 それでは、ただいまの説明につきまして、欠席された委員からご意見があれば、 書面にてお伺いすることとなっておりますので、事務局から説明をお願いします。
事務局	本日欠席された委員からのご意見はございませんでした。

発 言 者	発 言 要 旨
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この場にいらっしゃる皆様からご意見、ご質問があればお伺いしたいと思います。どうぞ。</p> <p>よろしゅうございますか。</p> <p>参考のために、ちょっとお伺いしたいのですが、愛知県下の御父母の実質的な負担は何割程度になるのでしょうか。授業料等ですね。学生が学校に納めますよね。その負担割合です。</p>
事務局	<p>高校をまず中心に説明していきます。高校につきましては、今、愛知県では年収720万円程度の所得の方々は授業料と入学金を実質無償化という形で補助させていただいてまして、それを超える方、年収840万円までの方は2分の1、それを超えると11万8,800円、年収910万円を超えると補助はないという形になってございます。</p> <p>授業料の補助というところがそういうことになるわけですが、学校の運営がほとんどは授業料収入と、国や県から来る補助金のこの2つが大きな収入の大部分だというふうに思っております。寄付金等もあると思いますが、ほとんどがこの2つだと思っております。</p> <p>ですので、授業料補助金が充実すれば、生徒の方、保護者の方々は当然助かるわけです。ニュース等でもご存じのとおり、東京や大阪はもう私立高校は所得制限なしで全員無償化という施策をやっておりますが、愛知県では、まだ720万円までという形になってございますので、それを超える方々はそれなりの負担があるという中で、今回見ていただく経常費補助というものが充実すれば、学校を運営する方々は授業料を値上げしなくても、経常費補助が入ってくれば大丈夫というふうにはなるのですが、この経常費補助には、先ほど予算の方で説明があった単価がございまして、例えば高校ですと35万8,148円、幼稚園ですと19万9,345円という単価がございまして、</p> <p>この単価はどうやって決まっているのかと言いますと、国が決めております。国が決めていっているのはちょっと語弊がありまして、1月の半ばぐらいに、国が単価を発表します。それにしなくてもいいので、各県それぞれバラバラではあるのですが、そういう目安になる単価を決めていただくので、愛知県はその単価をそのまま活用しています。</p> <p>その単価に、生徒・保護者にはこれだけの負担があるので、授業料相当はこれぐらい、経常的な経費はこれぐらい、みたいな計算があれば、我々もこういった負担割合がどれぐらいかわかるのですけれど、実はこの単価の計算方式の根拠が全く示されておりませんで、毎年、いくらですという発表があるだけです。</p> <p>ですので、その単価で払っているものがどれぐらいの学校の運営に寄与しているのかというのは、なかなか我々も難しい、判断できないところがございます。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
会 長	<p>ます。</p> <p>あと、当たり前ですけれど、生徒数の多い学校は、「生徒数×単価」で補助金が決まりますし、授業料も「生徒数×授業料」で入りますので、収入面では増え、スケールメリットも出る一方、小さな高校、幼稚園となってくると、なかなか、「単価×人数」では難しいというようなものになってございます。</p> <p>ですので、説明が前後しましたが、この審議会で見えていただく配分方式も、本来なら、予算は「予算×人数」なので、配分も「単価×人数」で配ればいいのですが、そうすると、小さい高校、小さい幼稚園はどうしても少ない額しかもらえない、そういったこともあって、なるべく小規模校にちょっと加算がいくという項目もございますし、あと、小規模校でも、こういう項目で頑張れば、補助が得られるという形で、なるべく小規模な学校にも配分が行くようにというような意味合いもある配分基準であるというふうにご理解いただきたいなと思います。以上です。</p> <p>はい。ご丁寧な説明ありがとうございます。</p> <p>私が最初にしゃべって大変申し訳ない。それでは皆さん、ご質問、ご意見等をお伺いしたいと思います。どうぞ。</p> <p>せっかくの機会ですから、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ご質問もないようでございますので、審議を終了いたしまして、採決したいと存じます。</p> <p>ただいまの諮問番号6-1「令和6年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法について」は、原案を可とすることにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、ご異議なしと認め、本案件につきましては、「原案を可とする。」旨の答申を知事に提出することとします。</p> <p>以上、これをもちまして、議事を終了させていただきたいと存じます。</p> <p>本日予定しました審議は全て終了いたしましたので、進行を事務局へお返しします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして本日の会議を終了したいと思います。</p> <p>なお、本日の会議の結果につきましては、この後、県のホームページにおいて、発表することといたしておりますので、ご承知願います。</p> <p>本日は、長時間にわたりご審議賜りありがとうございました。</p>